

# 横浜湘南ツーリングクラブ 規約

[2018年(平成30年)5月21日]

改正 2019年(平成31年)1月14日、2019年(平成31年)3月3日、2020年(令和2年)4月1日  
2021年(令和3年)10月1日

## 第1条 (名称)

本会の名称は、横浜湘南ツーリングクラブとする

## 第2条 (会の主旨・目的)

本会は自転車を通じて会員相互の親睦と理解を深め、各人の体力・健康の増進を図るものとする

## 第3条 (設立日)

本会の設立日は以下の通りとする

2013年(平成25年)9月21日

## 第4条 (活動域)

本会の活動域は、主に神奈川県内及び周辺都県の他、企画、イベント参加等で地方にも赴く

## 第5条 (代表及び事務局員)

1. 本会には、本会会員より構成される以下の役員を置く  
代表 : 1名  
事務局員 : 8名以下
2. 事務局員への選任は、代表及び現事務局員が合議の上これを決定する
3. 事務局員が欠けた場合は原則補充を行うが、適任者がいない場合は、適任者が現れるまで補充は行わない
4. 代表が不在のときは、事務局員の協議により代表の職務を代行し、代表が欠けた場合は、協議の上新代表を選出する

## 第6条 (代表及び事務局員の任期)

1. 代表及び事務局員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日迄とする
2. 1月末日迄に退任の意思表示がない限り、自動的に任期が1年間更新されるものとする
3. 増員又は欠員補充により途中選任された者の任期は、在任事務局員の任期満了日と同じくする

## 第7条 (運営事務局)

本会会員が円滑にクラブ活動を行えるよう、第5条の者全員により構成される運営事務局を置き、環境整備や啓発活動に務める

## 第8条 (会員)

本会会員になる者は、第2条に定める事項を理解した上で賛同し、所定の手続きを以て申し込みを行い、運営事務局の示す所定の企画に参加した上で、事務局員又は事務局員から委任を受けた者が加入の承認を行うことにより、会員資格を有するものとする

## 第9条 (活動)

本会は、第2条に定めた目的を達成する為に、必要な活動を行う

## 第10条 (会費・必要経費)

本会会員は、本会の活動に関して、以下の会費及び必要経費を会に納め、又は当該契約関係者に自ら支払うものとする

1. 会費 : 0円
2. 必要経費 (大会等への参加、機材調達、衣服調達、並びに飲食等に関するもの) : 実費

3. 運営資金 : 本会会員からの任意の寄付、並びにアフィリエイトによる調達

## 第 11 条 (走行会参加時の所持品等)

1. 本会が企画する自転車走行会に参加する場合、次に定めるものを所持・着用又は加入しなければならない  
なお、所持・着用又は加入のない場合、走行会への参加は禁止とする
  - 1 ヘルメット
  - 2 ライト・・・前照灯（白色又は淡黄色）、尾灯（赤色）  
発光の種類に連続点灯状態を有するものとする
  - 3 身分証明書・・・免許証、保険証、エマージェンシーカード等の何れか一つ以上
  - 4 保険・・・自転車保険、又はそれに準じた保険（自転車乗車時の対人／対物補償があるもので、傷害保険のみは不可）への加入  
詳細は次の URL を参照とする  
<https://ys-tc.net/insurance.htm>
2. 次に掲げる備品については、企画の内容により所持は参加者の任意とする
  - 1 エマージェンシーカード・・・氏名、連絡先、病歴、治療中の持病等を記載
  - 2 輸行道具
  - 3 その他、参加者が必要とする備品
3. 本条第 1 項 2 号に定めるライトについては、各都道府県毎に定められた道路交通規則等の諸規定諸規則に準じるものとする
4. 本条第 1 項 4 号に定める保険について、本会会員や会員になろうとする者は、加入状況を運営事務局に届け出るものとし、虚偽の報告をしてはならない
5. 前項及び第 1 項 4 号の定めにより、本会の走行会企画に参加している者は、保険に加入しているものと看做し、保険が絡む事故が発生した場合、本会並びに当事者ではない他の会員、その他の参加者は、その事故に関して一切の責めを負わない

## 第 12 条 (遵守事項)

会員は次に掲げる事項を遵守するものとする

1. 走行会に限らず、自転車乗車時においては、交通ルールを厳守し、安全に走行すること
2. 歩行者や他の交通を妨げぬよう、周囲の状況に十分に注意・配慮し、乗車すること
3. 危険を伴わない範囲において、ハンドサインや声出しを行い、後続車へ意思表示を行うこと
4. 自転車は軽車両であることを意識し、飲酒をして乗車しないこと
5. 事故、怪我等が発生した場合は、安全の確保と負傷者の救護活動を速やかに行うこと
6. 走行会に限らず、企画への参加表明は、出来得る範囲で早めに行うこと
7. 企画者並びに参加者は、集合場所や時間等に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること
8. 参加表明した企画への参加を辞退する場合は、速やかに行うこと
9. 年齢、性別、職業、自転車歴等に関わらず、個々の会員を尊重し、困ったときは助け合うこと
10. 過度の自慢や知識のひけらかし、考えの押しつけ等は、慎むこと
11. 本会会員であるか否かに関わらず、他者が所有する車両、パーツ、機材、服装等を中傷する言動を取ったり、SNS や LINE 等へ書き込んだりしてはならない
12. 喫煙者は、健康増進法 27 条に基づき、非喫煙者付近での喫煙は控え、自治体の定める喫煙に関する条例を遵守し、周囲への配慮を怠ってはならない
13. 未成年者に飲酒・喫煙を勧めてはならない
14. 本会及び本会会員、並びに他の会やその会員を中傷したり評判を貶めたりする行為をしてはならない
15. その他、他者を不快にさせる言動を取ってはならない
16. 本会各会員の個人情報、これを公開の場に曝してはならない

## 第 13 条 (会員間の通信)

本会会員は次に掲げる事項を遵守するものとする

1. 会員間の連絡、情報の共有等は、主としてLINEを利用し、必要に応じ電話、電子メール、クラウドストレージを活用する
2. 本会会員のみで構成されるLINEグループ上のノートに、企画として挙がるものへの参加の意思表示、意思表示後の変更・取り消しの意思表示は、コメントの形で行い、投稿後のコメントは、企画者を除き、みだりに変更・削除してはならない
3. 第1項については、走行会直前及び走行会中、並びに緊急事態の場合を除き、深夜早朝を避ける等、他の会員の迷惑とならぬよう十分配慮し、常識的な時間帯に行うこと

#### 第14条 (Webサイト、ブログ、SNS等の利用)

Webサイト、ブログ、Facebook、Twitter、Instagram、Strava、ストーリーを含むLINEタイムライン等のソーシャルネットワークサービスへ、文章、写真を投稿する場合は、以下を遵守すること

1. 個人が特定できる画像、文章を投稿する場合は、対象者の許可を得なければならない
2. 投稿者以外の参加者の姓/名を、本人の許可なく投稿してはならない  
但し、本会会員のみで構成されるLINEグループ上のアルバム、及びノート、並びに本文上に於いては、この限りではない

#### 第15条 (写真の著作権と活用)

1. 本会企画実施時に撮影した写真については、その著作権は撮影者本人に帰属する
2. 本会会員のみで構成されるLINEグループ上のアルバムに投稿された写真については、本会公式Webサイト、公式SNS、並びに会員個人のWebサイト、ブログ、ソーシャルネットワークサービスに限って、これを使用することができる

#### 第16条 (損害及びトラブル)

1. 走行会に関わらず、企画参加時には、事故、機材の不調、体調不良、また帰宅困難状態とならぬよう、会員個人で十分に注意すること
2. 事故、機材の不調、体調不良、帰宅困難状態が、他会員の相手方が介在して発生した場合は、当事者間で協力し、その解決に努めること
3. 前項に於いて協議の結果解決に至らない場合、運営事務局に、解決の協力を仰ぐことができる  
但し、運営事務局並びにその構成員は、当該判断に於いて責めを負わない
4. 交通事故が発生した際に負傷者がいる場合は、速やかに救護活動を行い、必要に応じ救急への通報を行うこと
5. 前項に限らず、物損事故、人身事故が発生した場合は、警察への通報、保険会社への連絡を必ず行うこと
6. 事故、機材の不調、体調不良、帰宅困難状態の発生に於いて、本会会員以外の第三者が介在している場合、本条2項4項5項に準じた対応を行うものとするが、示談や和解に際しては、本会並びに保険会社、弁護士等の協力を仰ぎ、その場での回答を避けること
7. 本条に関しては、原則自己責任とし、本会並びに代表及び事務局員は、その責めを負わない

#### 第17条 (本会公認の制作物)

1. 本会公認のジャージ、シャツ等の衣類、及びタオル等の品、幟や横断幕等の物品、並びにWebサイトやブログ等のWebコンテンツの取り扱いに関しては、別紙に定める通りとする
2. 本会の名称、略称、及び紋章のいずれか一つでも用いて、有形無形を問わず何らかのものを制作する場合、運営事務局の許可を得なければならず、これがない場合は制作してはならない

#### 第18条 (政治活動及び宗教活動の禁止)

1. 本会に於いて政治活動及び宗教活動をしてはならない
2. 政治活動及び宗教活動とは、特定の政党及び宗教団体又は個人の政治的宗教的主張、運動方針の宣伝、その他勢力拡張のために行われる一切の活動をいう

## 第 19 条（反社会勢力への対応）

1. 本会、並びに本会会員は、反社会勢力に加入、荷担する等、関係を持つてはならない
2. 前項に於いて反社会勢力とは、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して、直接、間接を問わず経済的利益を追求する集団、又は個人であり、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、それらの者、又はそれらに類する者との共生者等、暴力的要求行為、法的責任を越えた不当要求行為等を行う者をいう

## 第 20 条（退会）

1. 代表又はいずれかの事務局員への意思表示を以て、本会退会とする
2. 本会退会に際しては、本会会員のみで構成される全てのグループからも退会するものとする
3. 前項のグループとは、その目的や大小を問わず、本会に附属する全ての集団を指す
4. 自らの意思を以て LINE グループ「本体」から退会した場合、本会退会と看做す  
なお、LINE グループ「活動記録」、LINE グループ「雑談」は、この限りではない
5. 利用機器の不具合等やむを得ぬ事情の他、LINE アカウント引き継ぎ失敗、若しくは削除の場合は、1ヶ月以内にクラブ Web サイト問い合わせフォームより、その旨記載の上再登録申請を出すことで、本会の籍を留めるものとし、これがない場合は、本会退会と看做す
6. 運営事務局が、本会会員として相応しくないと判断した場合、強制退会とすることがある

## 第 21 条（規約改正）

本会の運営に規約改正が必要な場合は、運営事務局による協議によりこれを定める

## 附 則

1. 本規約は、2018 年(平成 30 年)5 月 21 日より施行する
2. 本規約は、本会 Web サイトに誰でも読める形で公開する
3. 本会に加入を申し込む者は、本規約の全条項に同意したものと看做す
4. 本会会員に対しては、本会 Web サイトに規約が公開されている旨告知し、更に本会会員のみで構成される LINE グループ上にも、規約全文を公開する
5. 本会会員は、2 項から 4 項を以て規約に同意したものと看做し、不知を理由に本規約上の責めを免れることはできない
6. 運営事務局は、本規約を任意に改正できるものとし、必要に応じて本規約を補足する規約（以下補足規約）を定めることができるものとする
7. 改正後の本規約及び補足規約は、本会 Web サイトに掲示したときにその効力を生じ、本会会員は、これに同意したものと看做す